



第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

これまで、私たちの生活は、大量生産、大量消費、大量廃棄という社会経済活動に支えられ、物質的な豊かさや生活の利便性を高めた一方で、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の増加による地球温暖化の進行や大規模な気候変動、廃棄物の増大、生物多様性の低下など多岐に渡り環境問題が発生しています。

これら環境問題は、私たちの日常生活や事業活動による環境への影響が積み重なったものです。これまでの資源消費型社会から、資源とエネルギーの大量消費に依存しない低炭素社会*及び循環型社会*を構築していくことが求められます。

また、平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災及び原子力発電所の事故をきっかけに、再生可能エネルギーの利用や省エネルギー、省資源を意識した生活スタイルへの見直しなど、人々の環境への関心が高まっています。

本市は、山から海、島までの多様な自然、趣のある街並み、伝統文化、歴史的遺産などに恵まれています。市民・事業者・市・滞在者が相互に協力し合い、これらの環境や資産を将来に引き継ぐとともに、地域の環境問題を解決し、さらに良い環境を創出していくことが大きな課題です。

この度、尾道市環境基本計画（平成19年（2007年）策定）の期間終了に合わせて必要な見直しを行い、平成29年度（2017年度）からの「第2次尾道市環境基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

※低炭素社会：地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を抑えた社会。

※循環型社会：廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化、適正処分の仕組みが確保されることにより実現される、有限の資源を有効に利用し環境への負荷ができる限り低減された社会。

《尾道市環境基本条例 第3条（基本理念）抜粋》

1. 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の生存基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。
2. 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な社会経済の発展を図りながら、持続的に発展をすることができる社会が構築されることを旨として、すべての者の公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に行われなければならない。
3. 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において着実に推進されなければならない。

2 計画の目的

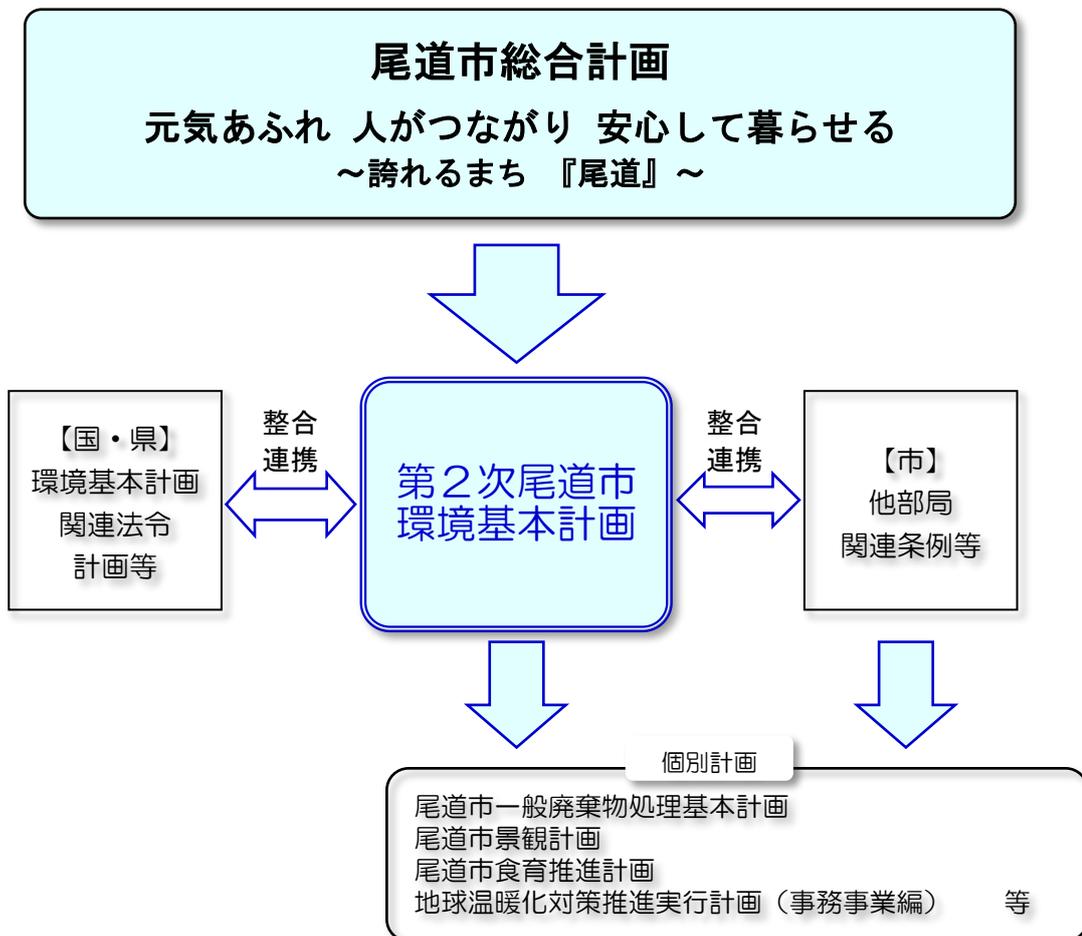
本計画は、尾道市環境基本条例に基づき、環境の保全・創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定しました。

3 計画の位置づけ

国では、「環境基本法（平成5年（1993年）11月施行）」に基づいて、「環境の保全に関する基本的な計画」を定めています。平成6年（1994年）12月に第一次計画が閣議決定された後、5年程度を目途に見直しを行い、現在は、平成24年（2012年）4月に閣議決定された「第四次環境基本計画」となっています。

広島県においては、「広島県環境基本条例（平成7年（1995年）3月施行）」に基づき、平成9年（1997年）3月に環境基本計画が策定され、現在は、平成28年（2016年）3月に策定された「第4次広島県環境基本計画」となっています。

本計画は、国や県の環境基本計画などと補完・連携し、尾道市総合計画のまちづくりの目標を踏まえ、望ましい環境像「海、緑、文化に つつまれた地球と人にやさしいまち 尾道」の実現に向けた取組を示すものです。

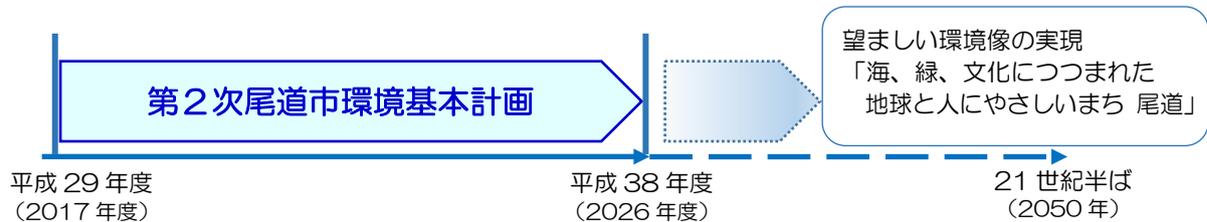


4 計画の期間

本市は、21世紀半ば（2050年）を見据え、望ましい環境像「海、緑、文化にまつまれた地球と人にやさしいまち 尾道」を掲げています。

本計画の期間は、平成29年度（2017年度）から平成38年度（2026年度）までの10年間とします。環境施策の進捗状況は、毎年度確認していきます。

なお、今後の社会情勢や環境の変化などにより、必要に応じて見直しを行うこととします。



5 計画の対象

本計画で対象とする環境の要素を、下記のように設定します。

区分	対象とする環境要素
生活環境	大気、水質、騒音、振動、悪臭、有害化学物質 など
自然環境	動物、植物、生物多様性※、森林、河川、海、里山、農地 など
地球環境	地球温暖化、低炭素社会、省エネルギー、再生可能エネルギー、オゾン層破壊、酸性雨 など
	廃棄物、4R※の推進、循環型社会の構築 など
快適環境	景観、公園・緑地、水辺、歴史的・文化的環境、マナー・モラル など
環境教育・学習及び環境保全活動	環境教育・学習、環境保全活動、人材育成 など

※生物多様性：地球上の生物は、未知のものを含めると3,000万種ともいわれる多様な生物が存在している。生物多様性とは、一つひとつに個性がある生命が、網の目のように様々な関係でつながっていることを指す。

※4R（ヨンアール、フォーアール）：「過剰包装などを受け取らない」「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。
「リフューズ(Refuse＝発生回避)」「リデュース(Reduce＝発生抑制)」「リユース(Reuse＝再使用)」「リサイクル(Recycle＝再生利用)」の頭文字を取ってこう呼ばれる。

6 計画の主体と役割

「市民」「事業者」「市」「滞在者（以下、観光旅行者その他市内に滞在する者をいう。）」の4者が本計画を推進する主体者です。

◆市民の役割

- 生活と環境との深い関わりを認識し、身近なところから環境負荷の低減に取り組みます。
- 「私たちのまちの環境は、私たちが守る」という自覚のもと、主体的に市や事業者と協働して環境問題に取り組むとともに、市の環境施策に参加・協力します。
- 子どもから大人まですべての世代が環境を学び、自主的かつ積極的に環境保全活動に参加・協力します。

◆事業者の役割

- 事業活動の環境に対する社会的な影響や環境に与える負荷の大きさを認識し、責任ある行動をとり、環境への負荷をさらに低減し、より良い環境の創出に貢献します。
- 製品の設計・生産・流通・消費・廃棄にいたるすべての事業段階にわたって、環境への負荷の少ない製品やサービスを提供します。
- 地域社会の構成員として、地域の環境保全活動に協力するとともに、自らも積極的に活動することに努めます。

◆市の役割

- 市民・事業者と協働して、地域の環境保全に関する具体的かつ総合的な施策を策定します。
- 施策の実施にあたっては、市民・事業者と連携を図るとともに、県や周辺市町と協力して広域な取組を推進します。
- 市民・事業者への環境に対する意識啓発や行動の喚起を図り、主体的な取組や主体間の連携・協働、ボランティア活動などを支援・促進します。
- 環境の現状や各主体の環境保全の取組状況など、環境に関するさまざまな情報を広くわかりやすく発信します。
- 自ら率先して環境に配慮した行動に取り組みます。

◆滞在者の役割

- 市が発信する環境保全の取組に協力し、滞在中の環境への負荷の低減に努めます。